

いわき市立地適正化計画評価等専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 「いわき市立地適正化計画（以下「計画」という。）」について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第84条第1項の規定に基づく計画の評価等を行うため、いわき市立地適正化計画評価等専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の区域内における住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うとともに、計画の見直しに関し必要な事項について協議を行うこととする。

(組織)

第3条 委員会委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等
- (3) 関係行政機関

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

3 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長については、前条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから互選により定め、副会長については、会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 要綱第3条第1項につき委嘱された構成委員にあつては、委任状をもって代理人を出席させることができるものとする。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員会以外の者に委員会の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮り非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は都市建設部都市計画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年2月18日から実施する。

いわき市立地適正化計画評価等専門委員会 委員名簿

(令和3年1月15日現在)

選任 区分	部門	所属	氏名	出欠
学識 経験 者	医療福祉	医療創生大学 看護学部 講師	瀬戸 愛子	○
	まちづくり 交通	独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 都市システム工学科 教授	齊藤 充弘	○
関係 団体等	まちづくり全般	公益社団法人 いわき青年会議所 理事長	中根 雄一郎	○
	医療	一般社団法人 いわき市医師会 理事	島田 頼於奈	欠
	福祉	社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会 副会長	越智 春子	○
	商業	いわき商工会議所 総務理事兼企画総務部長	小野 英二	○
	交通（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社 いわき駅長	渡邊 治幸	○
	交通（バス）	新常磐交通株式会社 取締役 乗合部長	門馬 誠	○
	交通（タクシー）	一般社団法人 福島県タクシー協会いわき支部 理事	吉田 憲一	○
	不動産	公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会いわき支部 支部長	佐藤 光代	○
	住宅	公益社団法人 福島県建築士会いわき支部 顧問	佐藤 孝男	○
関係 行政機 関	国土交通省	東北地方整備局磐城国道事務所 副所長	雫石 敏見	○
	福島県	いわき地方振興局 企画商工部副部長	植田 誠	○
	福島県	いわき建設事務所 主幹兼企画管理部長	馬場 靖	○

(委員の任期は、令和4年3月24日まで)